改正前国共済法附則第十三条の九第五項	第七十二条の六	退職共済年金	旧職域加算退職給付	共済法第七十七条第一項（共済法第七十八条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十二条の二第八項及び第三項に規定する場合において、同条の四第二項の表の第八号の二の項及び第十号の二の項中「千分の二十一」とあるのは「千分の二十四」と、同条の四第二項の表の第八号の二の項及び第十号の二の項中「千分の二十一」とあるのは「千分の二十四」と、共済法第七十七条第一項（共済法第七十八条の二第四項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十二条の二第八項及び第三項に規定する場合において